

官民協働事業(Public Private Partnership)への取組方針

～行政と企業の協働による公共建築物整備の仕組みづくりに向けて～

Public
Private
Partnership

平成 26 年 4 月

福岡市

目次

1. 策定の背景	・・・1
2. 位置付け	・・・5
3. 対象事業	・・・6
1) 対象となる施設	
2) PPPの対象範囲	
4. PPPの適用要件	・・・8
1) 民間ノウハウ・資産の活用可能性	
2) 事業規模	
5. 事業手法の選定基準	・・・9
1) VFMの額	
2) 民間企業の意向	
3) 整備スケジュール	
4) 事業化にあたって重視する視点	
6. 事業の推進体制	・・・10
1) 建築物整備事業の発案から基本構想の策定段階	
2) 基本計画の策定段階	
3) 事業の実施段階	
7. 事業者の公募・選定に関する考え方	・・・15
1) 参加資格に関する事項	
2) 応募書類に関する事項	
3) 審査基準に関する事項	
8. PPP ロングリスト・ショートリストの作成	・・・16
1) PPP ロングリスト	
2) PPP ショートリスト	
9. PFI 法に基づく民間提案等への対応	・・・17
1) 対応方針等	
2) 問合せ・受付窓口	
3) 募集開始から受付まで	
4) 審査体制等	
5) その他	

参考資料

1. 策定の背景

福岡市では、平成13年7月に「福岡市PFIガイドライン」を策定し、平成22年までに、「福岡市臨海工場余熱利用施設整備事業（タラソ福岡）」、「福岡市新病院整備等事業」など、PFI他数件の官民協働事業（以下「PPP※1」という。）に取り組んできたが、

※1 p3～4 解説【PPPとは】を参照

これまでのPPPを活用した公共施設整備においては、

- ① 検討すべき事業手法や決定方法があいまいである。
- ② 全庁的な議論や検討が不足している。
- ③ 多くの地場企業がPPPについて未経験であり、ノウハウが乏しい。

などの今後の取組にあたっての課題が指摘されていた。

一方で、福岡市を取り巻く環境は、以下の通り、厳しさを増しており、今後の公共建築物の整備・運営にあたっては、民間の経営ノウハウや技術力、資金を活用したPPPに取り組んでいくことが必要不可欠な状況であることから、平成24年3月に、上記課題への対応を踏まえた『官民協働事業（PPP）への取組方針』（以下「取組方針」という。）を定め、その後、この取組方針に基づき、平成24年には「第1給食センター（仮称）整備運営事業」、平成25年に「中央児童会館建替え整備事業」などのPPPに取り組んでいる。

なお、この取組方針は、平成24年4月に定めたものに、平成25年6月に公表された民間提案制度に係る国のガイドラインの考え方を踏まえ、平成26年3月に改訂を行うものであり、今後もPPPの実績などを踏まえ、適宜見直しを行いながら対応していく。

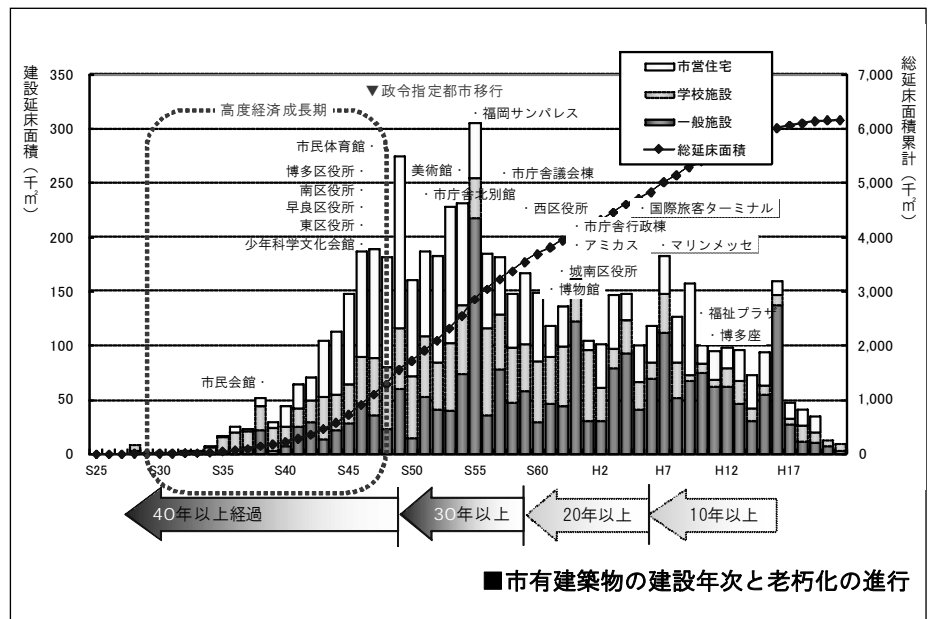
1) 公共建築物の老朽化の進行と更新時期の到来

福岡市は、高度経済成長期から政令市移行時期にかけて集中的に整備された膨大な量の公共建築物を所有している。

現在では、保有床の50%以上が築30年以上を経過し、施設の老朽化が進行するとともに、少子高齢化や環境問題をはじめとした社会状況の変化により、改築や大規模改修などの更新時期を迎えている。

このような状況の中で、今後、公共建築物の維持更新において、大きな財政負担が予想されるため、福岡市では、施設の長寿命化や維持管理コストの縮減を図るアセットマネジメントに取り組んでいる。

しかしながら、やがて更新の時期が到来することは



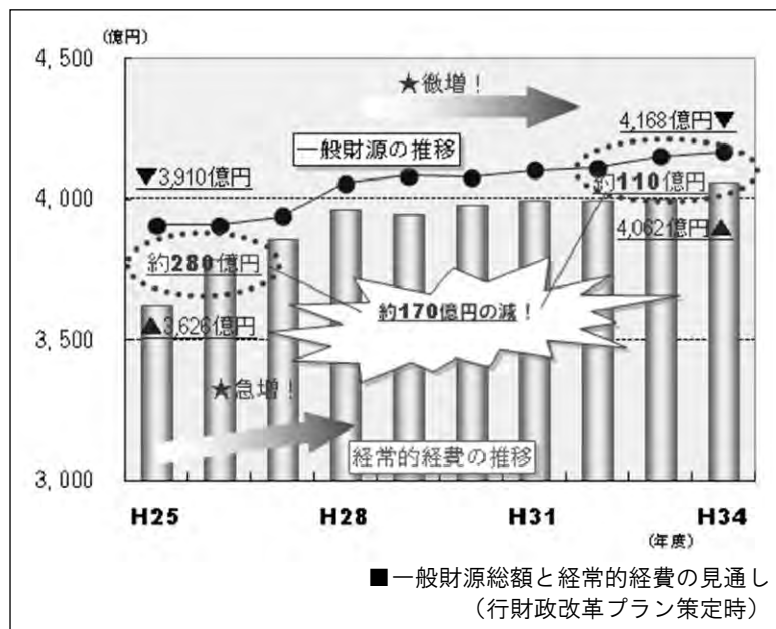
不可避であり，公共建築物の適切な維持更新を行っていくためには，民間の経営ノウハウや技術力，資金を活用した PPP を積極的に活用するなど，投資額の縮減と平準化を図ることが必要不可欠である。

2) 福岡市の財政状況

少子高齢化の進行等に伴い，市税収入をはじめとした一般財源の大幅な伸びが期待できない中，社会保障関係費や公共施設等の改修・修繕経費をはじめとした経常的経費は増加傾向にあり，市政運営を取り巻く状況は厳しさを増していくものと見込まれる。

また，福岡市の市債残高は着実に減少し続けているが，引き続き発行の抑制が求められる水準にある。

このような状況の中で，今後，大幅な増加が見込まれる施設の維持・更新費用を確保するためには，施設関連投資額の縮減と平準化が必要不可欠である。



3) 市民の暮らしを支える公共サービスの提供と都市の成長に向けた社会資本整備

地方自治体としては，市民の暮らしを支える公共サービスの提供や都市の成長に向けた社会資本整備は，将来に渡って持続的に展開していく必要があり，市政運営上の責務である。

福岡市が所有する公共建築物は，このような役割を担う重要な施設であり，社会状況の変化や多様化する市民ニーズに柔軟に対応し，また，都市の魅力や賑わいの創出など，将来のまちづくりのために必要な施設は，適切に維持・更新していくことが重要である。

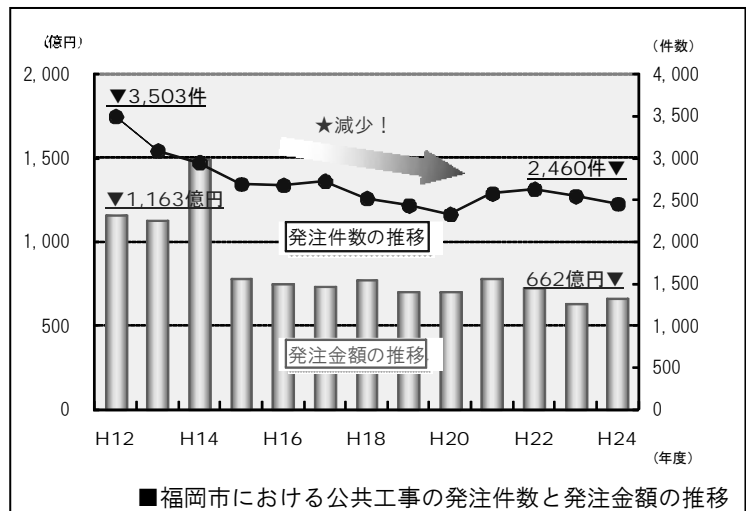
4) 地域経済の活性化

日本経済は，「アベノミクス」の推進により景気が上向しているが，国をはじめ地方自治体の厳しい財政状況は続いており，近年の建設投資は，重点化による抑制が図られている。このような厳しい財政状況や社会経済情勢から，今後，従来型の公共事業が減少していく中で，膨大な既存公共施設の維持更新が主要な事業となることが予想され，地場企業においても，早い段階から PPP のような新しい枠組みに取り組んでいく必要がある。

福岡市としては，これまで，地場企業への景気対策として，つなぎ資金の緊急低利融資のほか，公共事業の分離・分割発注，工事代金支払いの迅速化等に取り組んで

きたが、今後は、これらの施策を継続しつつも、地場企業の技術力や提案力向上による競争力強化や新たな事業領域への進出などに取り組み、地場建設業界の振興と地域経済の活性化を図っていく必要がある。

そのため、平成23年6月に地場企業が参加する福岡PPPプラットフォーム※2を設置し、事業ノウハウの習得に向けた継続的なセミナーを開催している。

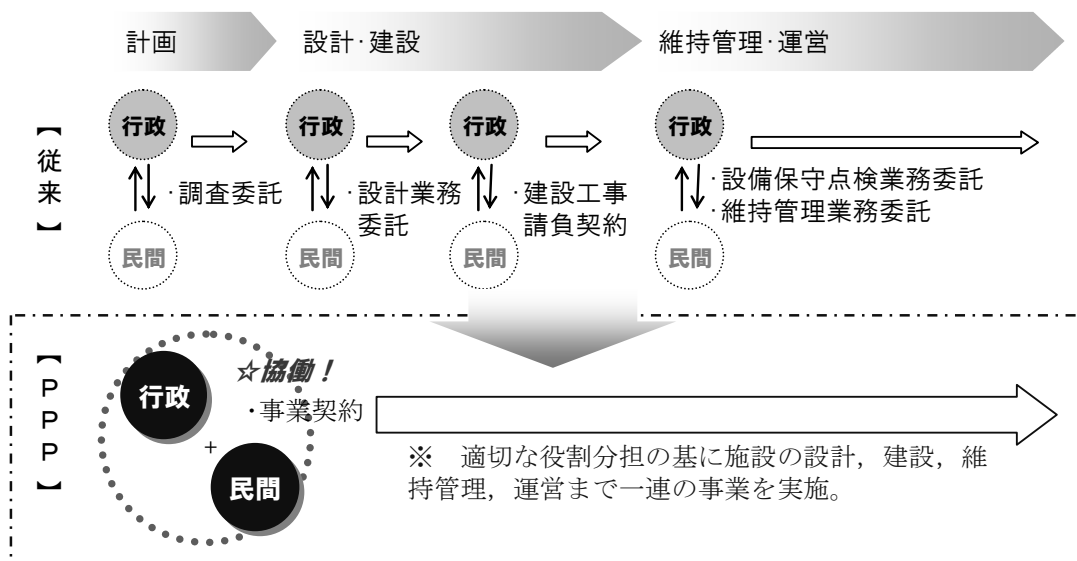


※2 p20 参考資料1【福岡PPPプラットフォームについて】を参照

解説【PPPとは】

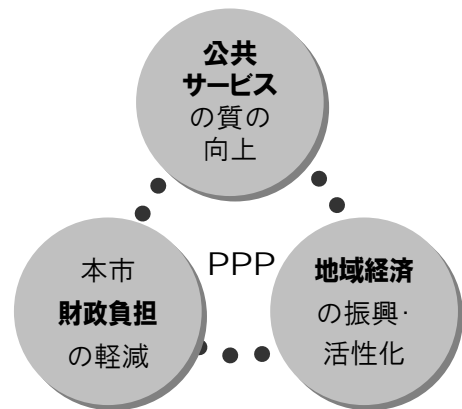
PPPとは、Public Private Partnershipの略で、福岡市では、「官民協働事業」と位置付けている。行政が実施している公共サービスや社会資本整備を計画段階から、民間企業と協働で知恵と資金を出し合いながら実施していくものであり、PFIや指定管理をはじめとした官と民との連携による事業を総称した概念である。

これまで行政が行ってきた公共建築物の整備や管理運営に民間企業の経営ノウハウや技術力、資金を活かすことで、市民にとっては、より良い公共サービスが提供され、本市にとっては、財政負担の軽減に繋がることが期待される。

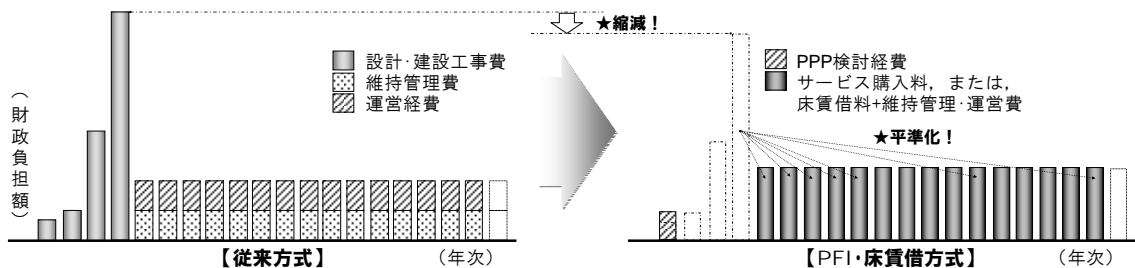


特に、公共建築物の設計、建設から運営、維持管理に至る業務を包括的に性能発注することで、一連の業務に民間の豊富な経営ノウハウや技術力が活かされ、効果的な建築物整備や管理運営の効率化に繋がるなど、総事業費の縮減が期待される。

また、PFIの場合、民間事業者が自ら資金調達を行ったうえで建築物を整備し、行政は、長期間に渡って割賦払いを行うことが可能であり、財政負担の平準化効果が大きい。



■従来方式とPPPにおける財政負担の比較



全国的にも厳しい財政状況の中で、膨大な公共施設の維持・更新が重要な課題となっており、国においては、平成25年6月に策定された「日本再興戦略」の主要施策の一つとして「民間の知恵、資金を活用して社会資本を整備・運営・更新する(PPP/PFI)」が位置付けられ、今後10年間で、PPP/PFIの事業規模を12兆円に拡大することを成果目標に掲げるなど、PPP/PFIの推進に向けて動き出している。

さらに、国や地方自治体の厳しい財政状況により、公共事業をはじめとした建設投資は抑制される状況にある中で、PPPは公共事業の新しい枠組みとして、地域経済の振興・活性化に貢献することが期待されている。これらの状況を踏まえ、福岡市が地場企業と協働で、他都市に先駆けてPPPに取り組むことは、福岡市の地域経済の活力を維持していくためにも重要なことである。

2. 位置付け

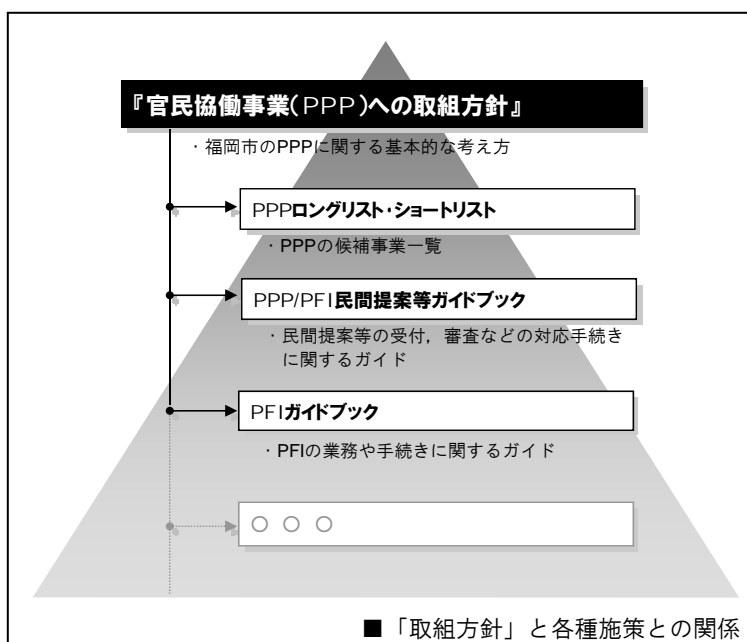
「取組方針」は、福岡市が今後、PFIをはじめとしたPPPに取り組むうえでの基本的な考え方について、下記の項目に沿ってとりまとめたものである。

- 1) 目的や対象事業
- 2) 各事業のPPPの適用要件や事業手法の選定基準
- 3) 全庁的な事業の推進体制
- 4) 事業者の募集・選定に関する考え方
- 5) PPP ロングリスト・ショートリストの作成
- 6) PFI法に基づく民間提案等への対応

対象事業に該当する施設整備事業については、この取組方針に基づき実施する。

また、この取組方針に基づき、福岡市としてPPPの実施に必要な各種手続きを体系的に定めている。

事業所管局は、財政局アセットマネジメント推進部と連携し、これらの方針に基づき、PPPの可能性について検討を行うとともに、全庁的観点から福岡市にとって最適な事業手法を選定し、円滑な事業推進を図っていく。



また、この取組方針については、最新の国のPPP/PFIに関する指針と関係法令に基づき、

- ・福岡市の財政状況や公共建築物の実態
- ・建設業をはじめとする地場企業の状況
- ・PFI等に関する他都市の取組状況

などを踏まえて策定しており、今後も、これらの状況変化に適切に対応しながら、適宜見直しを行っていく。

3. 対象事業

1) 対象とする施設

この取組方針の対象とする施設を以下の通り定める。

「一般建築物」

ただし、一般建築物に含まれる「学校」については、まず、施設全体を対象とした更新計画の検討を行い、更新計画策定後、個々の事業化にあたって、PPPの可能性を検討していくこととしている。

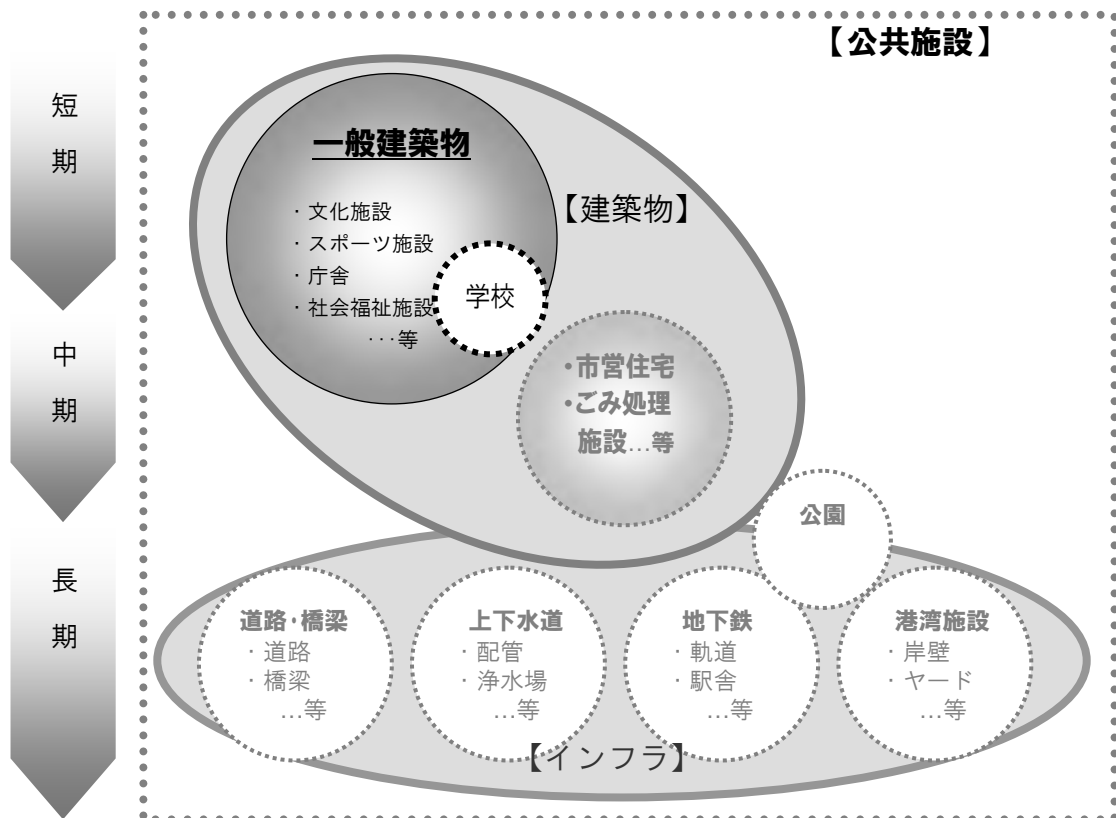
※ 本市では、「アセットマネジメント基本方針」において、施設特性や管理体制の違いから、市有施設を「一般建築物」と「専門施設」に区分している。

「一般建築物」とは、文化・スポーツ施設や社会福祉施設、庁舎、学校、地域コミュニティ施設などの建築物を指し、市営住宅やごみ処理施設、浄水施設、下水処理施設など独自の性質を有し、専門的な管理体制を持つ施設は除く。

【解説「PPPの展開イメージ」】

建築物の中でも、学校、住宅やごみ処理施設などの専門性が高い施設については、各事業所管局において、政策に基づく施設全体のあり方や財政状況も考慮した更新計画が検討されており、これらの計画が定まった時点で、個々の事業について、PPPの可能性を検討していく。

また、「道路」、「上下水道」、「地下鉄」、「港湾」などのインフラ施設については、一般建築物での取り組みを踏まえ、平成23年6月に、PFI法の改正により導入された「公共施設等運営権」の全国的な動向などを見ながら、今後、検討する。



2) 対象とする事業手法

PPP は、一般的に施設の設計・建設を業務に含む「PFI」や「DBO」、施設の管理運営を民間企業に委ねる「指定管理」、様々な業務を委託する「業務委託」など幅広い事業手法の総称である。

この取組方針では、対象業務に一般建築物の改築や大規模改修、新築などの施設の設計業務、建設工事が含まれる事業手法を対象とする。

※3 p21 参考資料 2【代表的な PPP の例】を参照

【PPP に関する事業手法と対象業務との関係】

区分	PFI	DBO	DB	土地賃貸 ・床賃借	指定 管理	業務 委託
民間「ノウハウ」		○		△	○	×
民間「資金」	○			×		
民間「資産」	△		×	○		×
対象業務	設計, 建設 , 運営, 維持管理		設計, 建設		運営, 維持管理	維持管理

4. PPP の適用要件

各事業を PPP の検討対象とするかどうかを判断するための基準を『PPP の適用要件』として、以下の通り定める。

【PPP の適用要件】

1) 民間のノウハウ・資産の活用可能性があること

- (1) 民間に同種、類似のサービスが存在している。
- (2) 施設計画や管理運営において、民間ノウハウの活用余地がある。
- (3) 民間資産（建物）の活用が可能である。
- (4) 市有資産の有効活用が可能である。

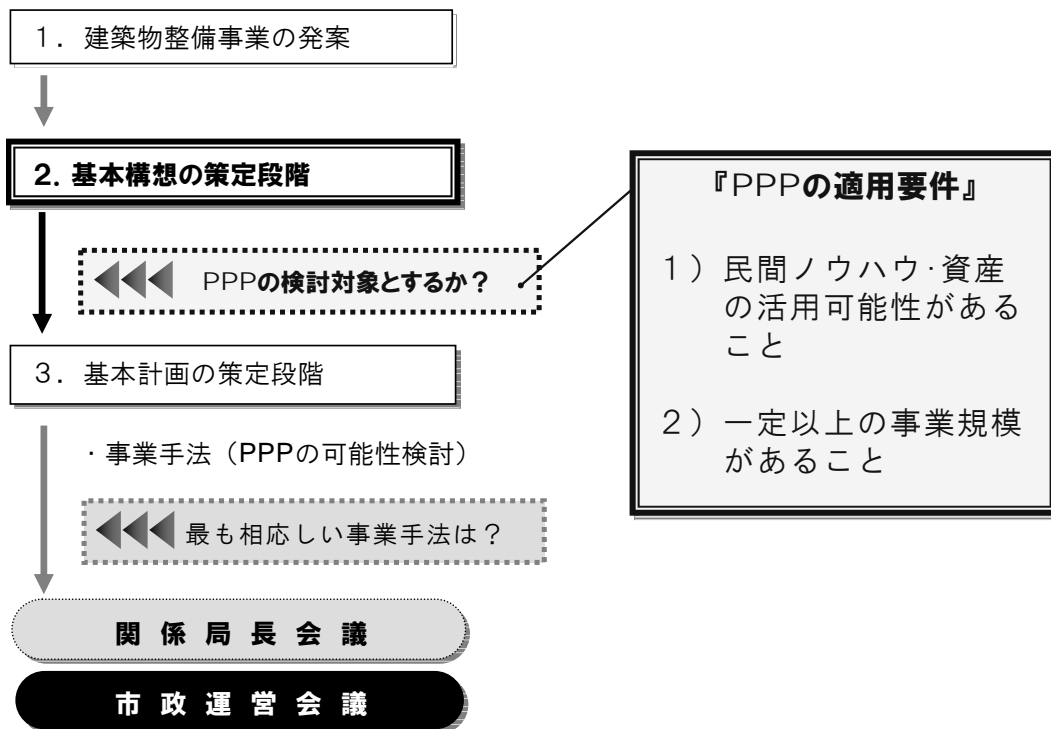
2) 一定以上の事業規模があること

施設整備費 10 億円以上 または、 管理運営費 1 億円/年以上

※ ただし、民間ノウハウの活用効果が特に期待される事業については、この事業規模未満であっても、PPP の検討対象とする。

各事業の基本構想を策定する段階において、この「PPP の適用要件」に該当するかどうかを判断し、該当する事業は、基本計画の検討時に PPP の可能性について検討を行うこととし、該当しない事業は、従来手法により実施する。

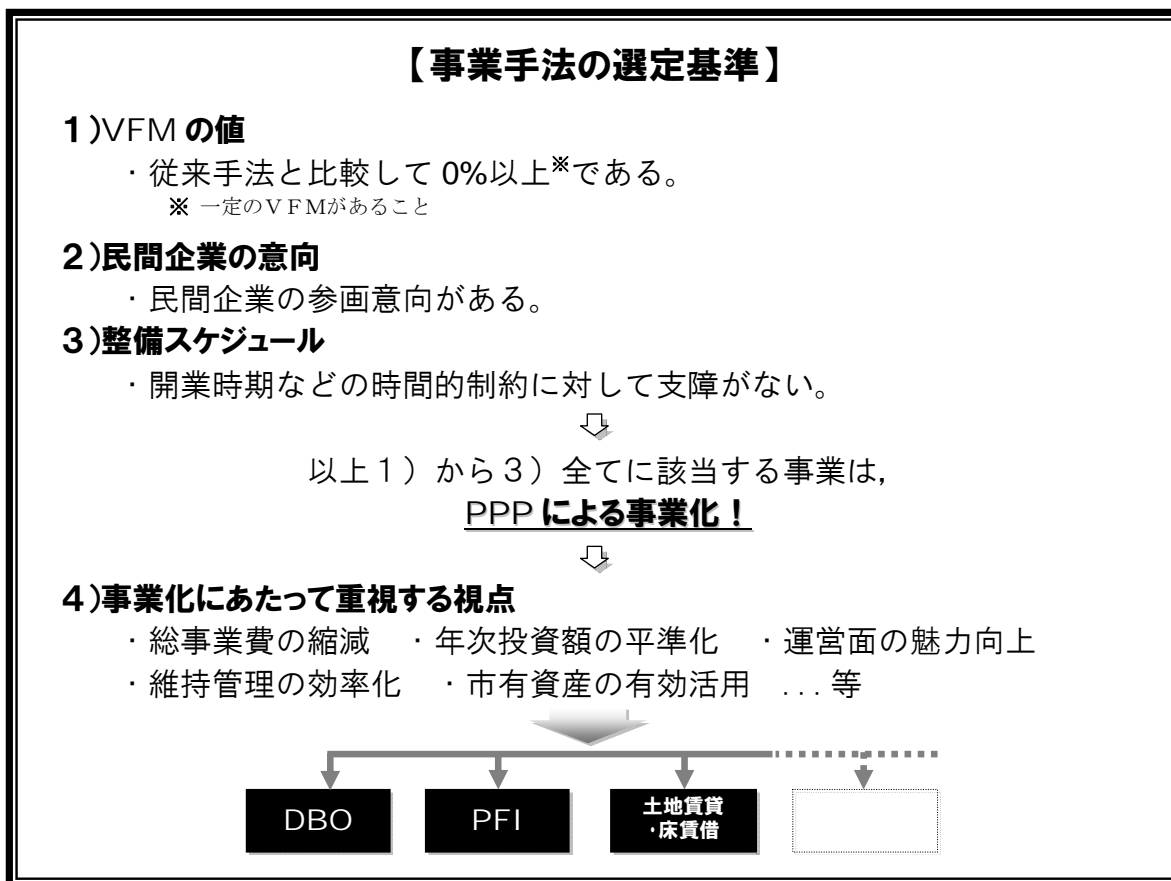
【事業手法検討のプロセスと PPP の適用要件との関係】



※4 p22 参考資料3【事業手法決定までのプロセス】を参照

5. 事業手法の選定基準

「PPPの適用要件」に該当する事業については、基本計画を検討する段階で、従来手法も含めた複数の事業手法について比較検討を行い、福岡市として、当該事業に最適な事業手法を選定するための基準を『事業手法の選定基準』として、以下の通り定める。



【事業手法検討のプロセスと事業手法の選定基準との関係】



※4 p22 参考資料3【事業手法決定までのプロセス】を参照

6. 事業の推進体制

各事業の検討及び実施については、この取組方針に基づき、各事業所管局が行うが、

- ・事業の推進にあたって専門的ノウハウが要求される
- ・構想・計画策定においても、本市の財政状況を考慮しつつ、全庁を俯瞰しながら取り組む必要がある

ことなどから、財政局アセットマネジメント推進部が事業所管局を支援しながら、円滑な事業推進を図る。

特に、事業手法の検討や契約条件、モニタリングなど PPP 特有の専門性が高い業務については、財政局アセットマネジメント推進部が「最適事業手法検討委員会」に諮り、各事業所管局に技術的な助言や支援を行う。

解説【推進体制について】

1) 財政局アセットマネジメント推進部による事業支援

各事業所管局が行う建築物整備事業の発案から、計画の策定、事業実施に至るまでの一連の業務について、

- (1) 全庁統一的な検討条件や判断基準
- (2) 建築物の整備・維持管理などの専門技術
- (3) PPP の事業スキームや契約形態

などの観点から、事業所管局と協働で取り組む。

2) 最適事業手法検討委員会による助言

最適事業手法検討委員会は、全庁統一的な観点から専門的に PPP に取り組むための検討体制として、PPP に関する学識経験者、福岡市の総務企画局、財政局、住宅都市局の課長級職員、PFI 等の事業経験を有する職員から構成し、平成 23 年 4 月に設置している。

所掌事務としては、全庁統一的な検討条件や判断基準により、

- (1) 各事業が PPP の検討対象となるかどうかの判断
- (2) 各事業に最適な事業手法の検討
- (3) 事業者募集や選定に関する助言
- (4) 事業者と行政の責任範囲や契約条件に関する助言
- (5) モニタリングに関する助言

など、特に専門性が高い業務について、事業所管局に助言する。

1) 建築物整備事業の発案から基本構想の策定段階

事業所管局は、建築物整備事業を発案し、基本構想を検討する段階で、今後の検討の進め方や PPP の可能性などについて、財政局アセットマネジメント推進部と協議を行う。

財政局アセットマネジメント推進部は、事業所管局との協議に基づき、当該事業を PPP の検討対象とするかどうかについて、「最適事業手法検討委員会」に諮り、意見を得る。

「最適事業手法検討委員会」は、当該事業を PPP の検討対象とするかどうかを判断し、各事業所管局へ「意見書 1」を提示する。

各事業所管局は、この「意見書 1」を受け、基本計画の策定段階において、PPP の可能性について検討を行う。

※4 p13 図 1【最適事業手法検討委員会の関与】を参照

2) 基本計画の策定段階

財政局アセットマネジメント推進部は、当該事業の事業手法について、事業所管局と連携し、「最適事業手法検討委員会」に諮りながら検討を行う。

「最適事業手法検討委員会」は、事業スキームの妥当性や民間事業としての実現性、財政負担の試算などの検討を行い、当該事業に最適な事業手法（案）を選定するとともに、その結果を「意見書 2」として、事業所管局に提出する。

事業所管局は、「最適事業手法検討委員会」が提出する「意見書 2」を踏まえ、基本計画（案）について、財政局アセットマネジメント推進部と協議しながら、必要に応じて関係局長会議などの全庁的な議論を行ったうえで、市政運営会議（または、方針決裁）によって意思決定を行う。

※4 p13 図 1【最適事業手法検討委員会の関与】を参照

※5 p13 解説【関係局長会議による議論】を参照

3) 事業の実施段階

財政局アセットマネジメント推進部は、事業所管局における実施方針の策定から、事業者の公募・選定、事業期間のモニタリングに至る一連の業務について、必要に応じて、事業所管局を支援する。

特に専門性が高い業務については、「最適事業手法検討委員会」が、各事業所管局に技術的な助言を行う。

事業所管局は、外部の専門家や市職員で構成する「事業者選定委員会」を設置し、実施方針の策定から契約締結に至る手続きについて、当該委員会の意見を基に決定する。

※6 p14 図 2【想定される事業実施の流れ】を参照

【事業者選定における公平性の確保と適切な情報管理について】

PPP の事業者選定は、各応募企業グループの提案内容について、「事業者選定委員会」への意見聴取を行い、その結果を参考に、福岡市が落札者（優先交渉権者）を決定することとなる。

そのため、事業者選定過程においては、当該委員会における

(1) 公平性や客観性の確保

(2) 意見聴取結果や各応募企業グループの提案内容等に関する情報管理の徹底が重要であることから、福岡市では、特に以下の事項に留意する。

また、当該委員会における意見聴取結果を速やかに公表するとともに、福岡市は、この結果を踏まえて落札者（優先交渉権者）を決定した後、適切に事業者の選定結果を公表する必要がある。

1) 応募条件として事業者選定委員会委員と応募企業との関係に関する規定を明確化

入札説明書（公募要項）において，入札参加者（応募企業グループの構成員，協力企業等）は，

- (1) 当該選定委員との密接な関連があった場合の申し出
 - (2) 当該選定委員との接触の禁止
- を規定する。

2) 事業者選定委員会委員の守秘義務等の徹底

事業者選定委員会の設置にあたり，

- (1) 委員会設置要綱への守秘義務条項の明記
 - (2) 委員就任時の守秘義務の厳守に関する宣誓書の受理
 - (3) 応募企業との密接な関連が認められた場合の対応
- について，規定を設ける。

3) 事務局における情報管理の徹底

事業者選定に携わる事業所管局において，

- (1) 秘匿すべき情報に關与する職員の制限
 - (2) 提案書など，秘匿すべき情報が記載された書類の厳重保管
- 等に関する規定を設ける。

4) 委員会運営における情報管理の徹底

事務局による当該委員会運営において，

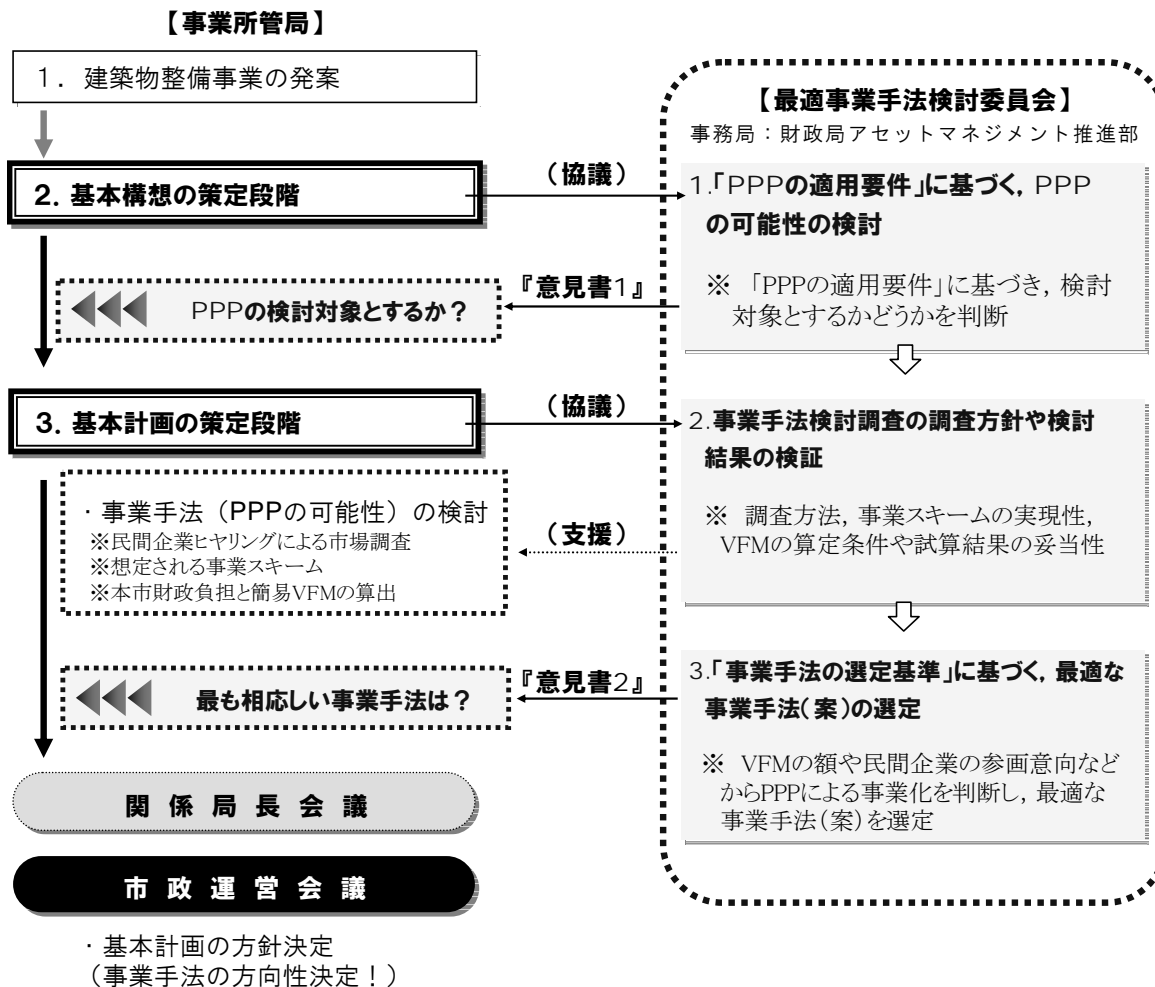
- (1) 会議出席者の制限
 - (2) 企業名など事業者選定の公平性に影響を与える事項の書類への未表示
- 等に関する規定を設ける。

5) その他

事業者選定過程における情報流出などの事実が確認された場合は，速やかに原因等の調査を行い，事業者選定の公平性や客観性について確認する。

※ ここでは，特に留意すべき事項を記載している。事務処理の詳細については，別途「PFI ガイドブック/平成 26 年 4 月発行」を参照。

図 1【最適事業手法検討委員会の関与】



以降、P14 図2【想定される事業実施の流れ】に続く

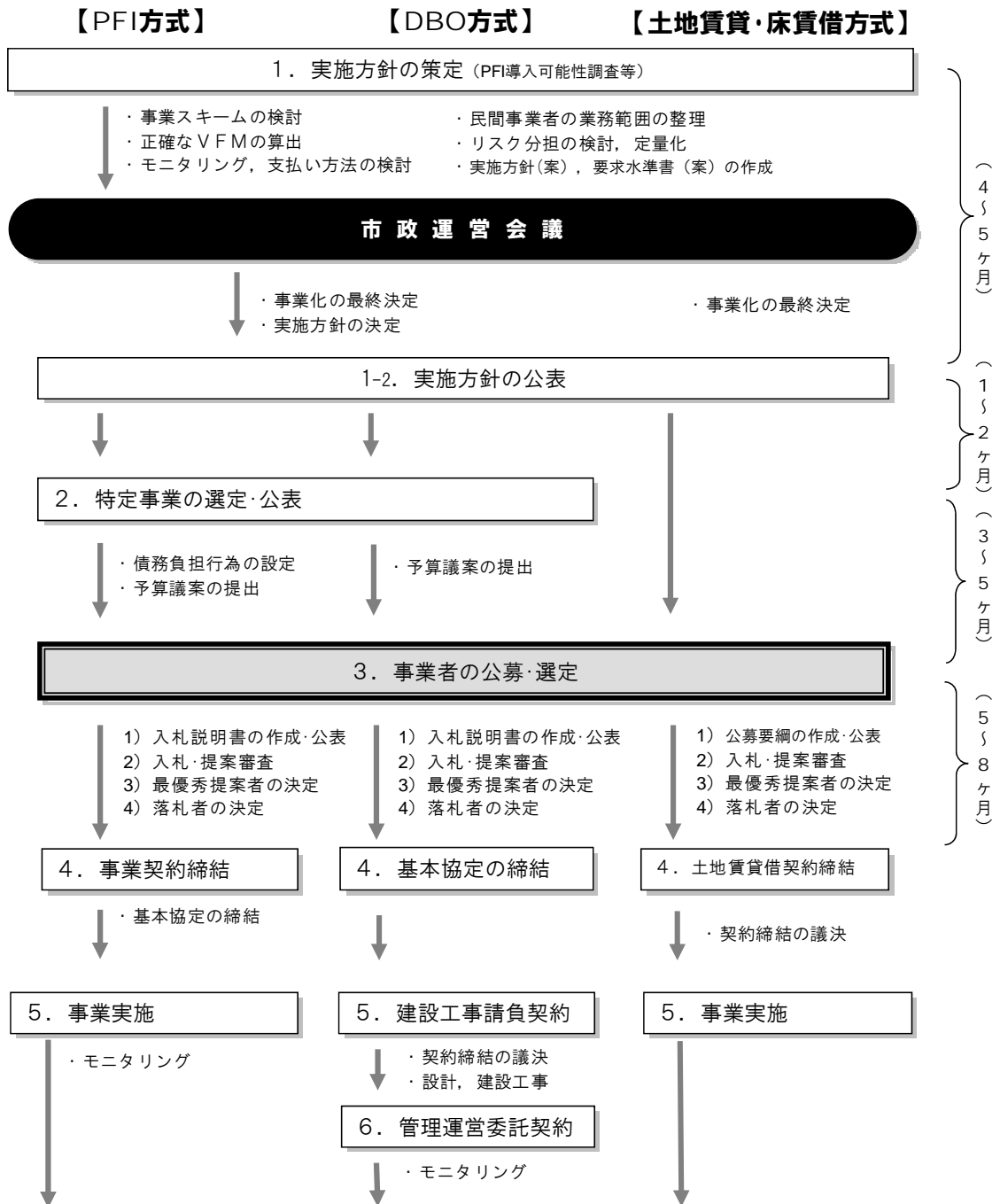
解説【関係局長会議による議論】

事業所管局，総務企画局，財政局をはじめ，当該事業に関係する局長から構成し，

- ・政 策／本市の政策を実現する施設内容
- ・財 政／財政負担の縮減，平準化を踏まえた事業スキーム
- ・まちづくり／都市政策的観点からの施設の立地場所，周辺のまちづくりへの貢献などについて，全庁的な議論を行い，方針決定に向けた調整を図る。

図 2【基本計画策定後の想定される事業実施の流れ】

PPPの代表的な事例である「PFI」「DBO」「土地賃貸・床賃借」の手続きについて、以下に例示する。



※ 上記の流れについては、一般的に想定される手続きを記載しており、実質的な手続きの詳細については、「PFIガイドブック/平成26年4月発行」を参照。

7. 事業者の公募・選定に関する考え方

福岡市が実施する PPP では、福岡市の建設・ビル管理業界や金融機関が連携して事業参画することで、地域経済の活性化に寄与することが重要な課題となっている。

このため、福岡市では、事業者の公募・選定にあたり、特に以下の条件を付す。

1)参加資格に関する事項

WTO「政府調達協定」の対象とならない事業については、地場企業の PPP に関するノウハウ習得のため、参加資格に地場要件を設定する。

～グループを構成する全ての企業は、本店所在地が福岡市内の企業であること～

※ ただし、競争性が確保されることが前提であり、地場企業のみでは、複数の応募グループが組成できないと考えられる場合は、この限りではない。

2)応募書類に関する事項

(1) 事業規模、特性に応じた提案書類・手続きとし、事務の簡素化を図る。

(2) 契約時に業種・工種毎内訳金額の提出を求める。

(3) 地域社会・経済への貢献に関する提案を義務付ける。

3)審査基準に関する事項

WTO「政府調達協定」の対象となる事業については、地域社会・経済への貢献に関する提案内容を評価項目として重視する。

※ 「地域社会・経済への貢献」を審査の評価項目として設定し、事業特性に応じて、全点数の5%～10%程度を配点する。

8. PPP ロングリスト・ショートリストの作成

PPP の事業手法の検討にあたっては、「財務」「法務」「技術」の専門能力を有するアドバイザーの協力を得ながら

- ・ 官民のリスク分担と対応
- ・ 資金計画及び収支計画の試算
- ・ 契約規定などの公募条件

などについて整理する必要がある。

また、PPP は、事業の計画策定段階から、民間企業の創意工夫やノウハウを取り入れながら進めること、また、民間事業者が参画可能となる発注条件を早期に構築する必要があることなどから、PPP の可能性がある事業については、早い段階から民間への情報提供を行うことが重要である。

そこで、福岡市では、

- (1) 外部委託により最適な事業手法を検討すべき事業の抽出
- (2) 民間事業者への事業情報の提供

を目的として、平成 13 年より「PFI ロングリスト」及び「PFI ショートリスト」を作成し、毎年度当初に公表している。

なお、平成 25 年度には、対象事業に PFI 法に基づかない PPP 事業を含め、名称を「PPP ロングリスト」及び「PPP ショートリスト」に改めている。

1) PPP ロングリスト

福岡市政策推進プラン（実施計画）に掲載されている施設整備を伴う事業の中から、将来的に PPP による事業実施の可能性が考えられるものについて、PPP ロングリストとして公表する。

2) PPP ショートリスト

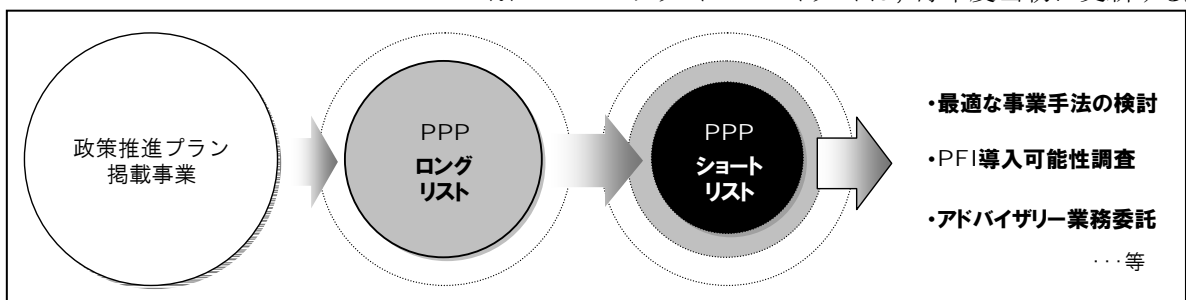
PPP による事業化の方向性が決定し、その年度に

- ・ 最適な事業手法の検討調査
- ・ アドバイザリー等業務委託

などに係る予算措置が行われている事業について、PPP ショートリストとして公表する。

また、PFI による事業方式の決定が行われた場合には、PFI 法第 10 条の 2 の規定に基づき、実施方針の策定の見通しに関する事項について、PPP ショートリストに含めて公表する。

※ PPP ロングリスト・ショートリストは、毎年度当初に更新する。



9. PFI 法に基づく民間提案等への対応

平成 12 年 3 月 13 日に告示された旧・PFI 基本方針においては、民間事業者からの任意の発案への受付体制を整えるなど、適切な対応を図ることとされ、福岡市においても、「福岡市 PFI ガイドライン第 2 版」（平成 16 年 3 月発行）において、対応方針等の整理を行っていた。

その後、平成 23 年 6 月 1 日公布、同年 11 月 30 日全面施行の PFI 法改正により、PFI 事業を実施しようとする民間事業者が、公共施設等の管理者等に対し、PFI 事業に係る実施方針を定めることを提案することが可能となり、提案を受けた行政においては、新たに、民間提案の検討と結果の通知が義務付けられた。

これらを踏まえ、福岡市においては、受付体制や対応方針等に係るルールを次のとおり整理する。

1) 対応方針等

(1) PFI 法に基づかない民間事業者の任意の発案（以下「民間発案」という。）への対応等

民間発案を受けた場合は、過去に整理された対応ルール等の事例をもとに、提案内容について検討を行う。

(2) PFI 法第 6 条に基づく PFI 事業を実施しようとする民間事業者からの実施方針の策定に係る提案（以下「民間提案」という。）への対応等

民間提案を受けた場合は、PFI 法第 6 条及び国ガイドライン（「PFI 事業実施プロセスに関するガイドライン」（平成 25 年 9 月 20 日施行））に基づき、適切に対応する。

※ 手続等の詳細は「PPP/PFI 民間提案等ガイドブック」（平成 26 年 4 月発行）を参照。

2) 問合せ・受付窓口

民間事業者からの民間発案及び民間提案に係る問い合わせや提案書提出の窓口は、財政局アセットマネジメント推進部大規模施設調整課とする。

（民間発案については事業所管課でも対応）

3) 募集開始から受付まで

事業を実施すること自体について政策的な意思決定がなされているものを対象とし、民間事業者からの提案を受け付ける対象事業や内容等について、事業化に向けた検討の進捗状況や意思決定の進捗状況等を踏まえ、下記のとおりとする。

区分	民間発案 (PFI 法に基づかない任意の発案)	民間提案 (PFI 法第 5 条の 2 に基づく民間提案)
受付対象事業	PPP ロングリスト掲載の 公共サービス事業を基本とする	PPP ショートリスト掲載の 公共サービス事業とする
受付提案内容	PPP 事業化に向けたアイデアの提案 ※実施手法, 事業計画, 民間ノウハウ等	PFI 事業の実施方針案の提案 ※但し, 既に実施方針が公表された 事業に係る提案は対象外
募集開始	PPP ロングリスト公表時 (毎年度当初) より提案を受付	PPP ショートリスト公表時 (毎年度当初) より提案を受付
提案受付期限	PPP ショートリスト掲載前まで	PFI 事業の基本計画策定時まで

4) 審査体制等

図 1 【民間発案に対する事務の流れ】

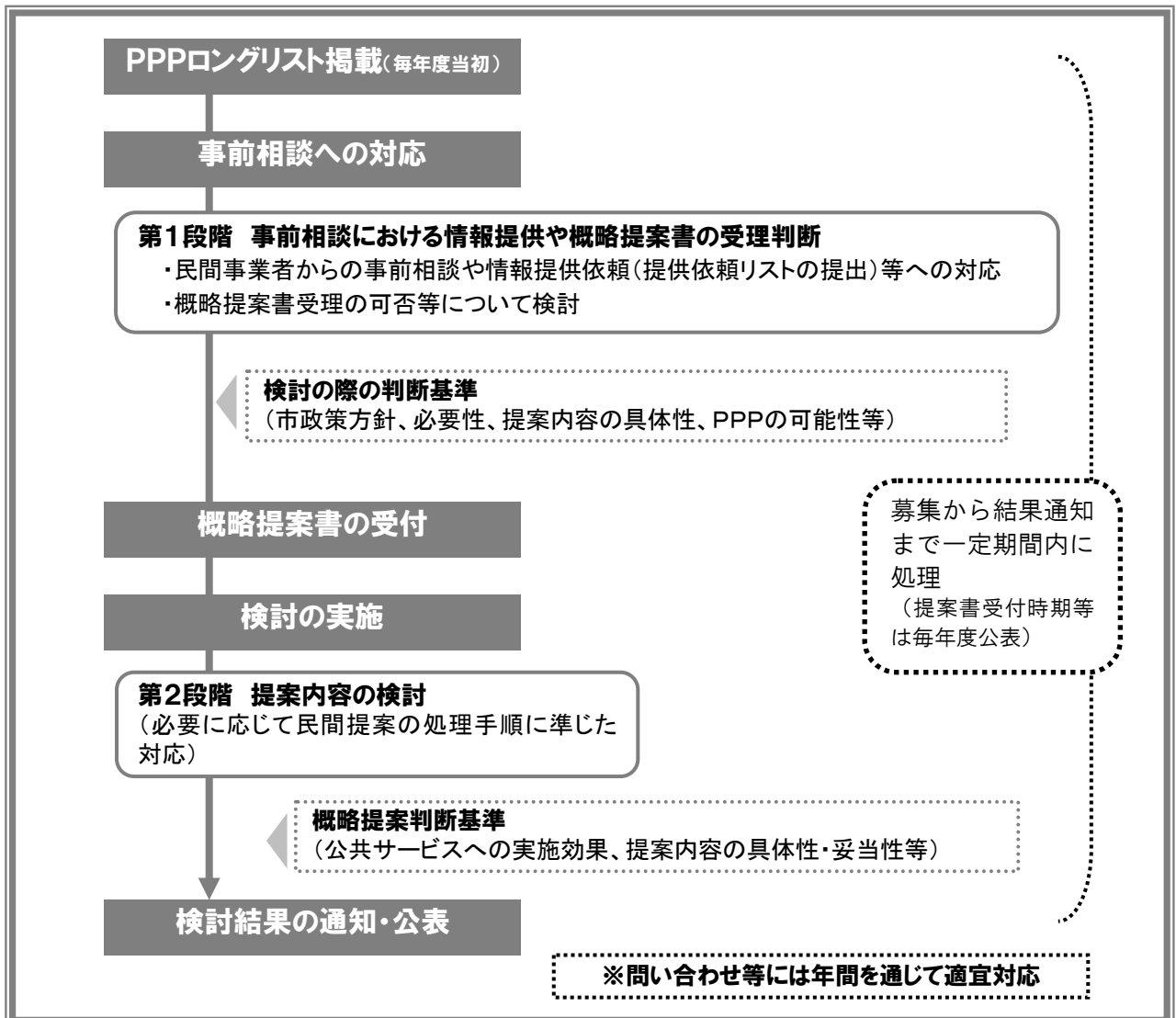
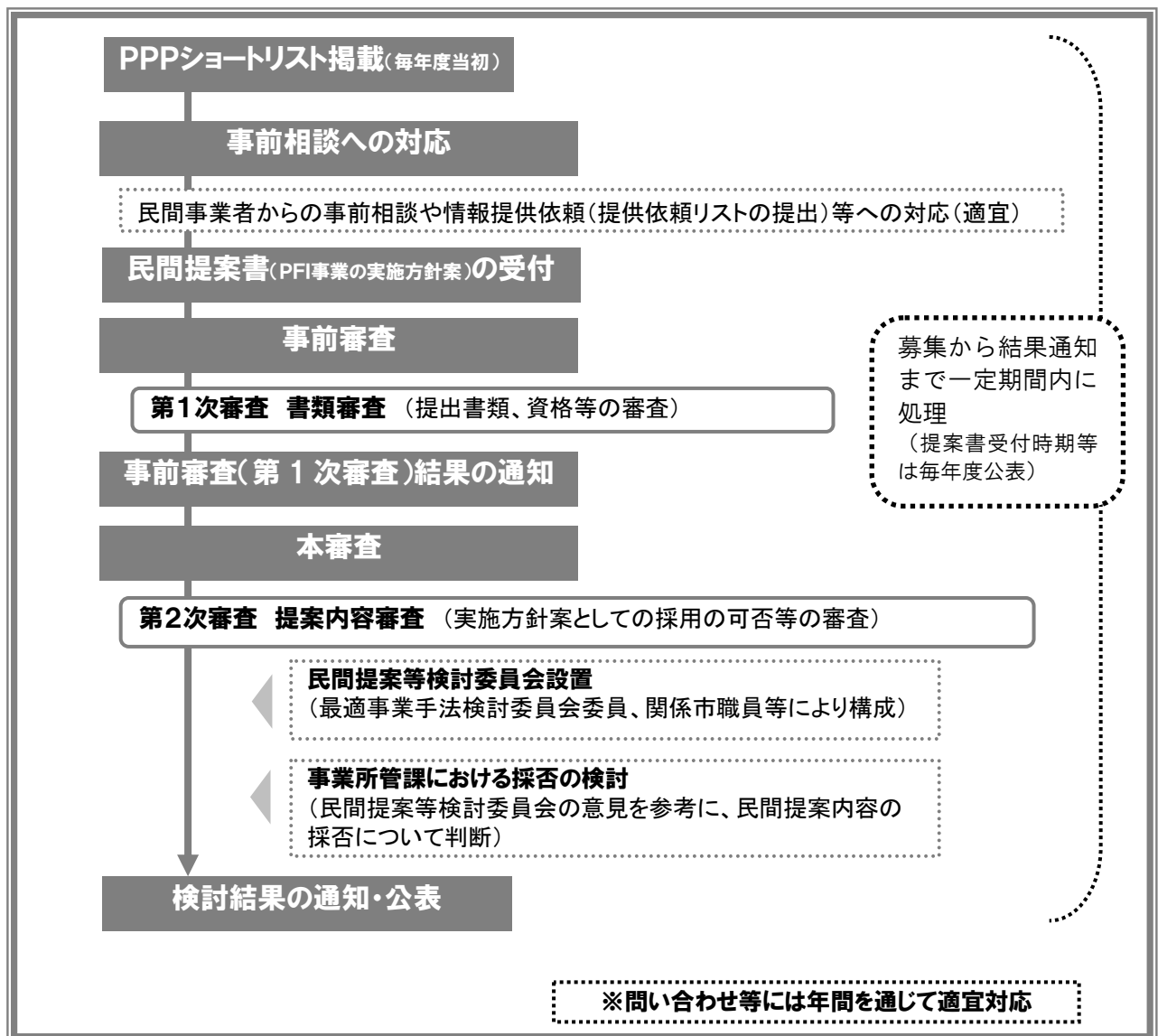


図 2 【民間提案に対する事務の流れ】



5) その他

(1) 民間提案・民間発案に要する費用

提案は民間事業者による自発的な行為であるため、民間発案・民間提案に要する費用は民間事業者負担とする。

(2) 提案に対する評価

提案内容が採用された場合、提案が実施方針等の事業内容に反映されることにより、有利に検討できる可能性があることから、事業者の決定段階の審査上の優遇措置（加点評価等）は行わない。

(3) 守秘事項と情報公表

より多くの提案を募るためにも、提案概要や検討結果等は、市ホームページで公表することとするが、民間提案または民間発案を行った民間事業者の権利その他正当な利益を損ねることがないように留意して、提案を取り扱う。

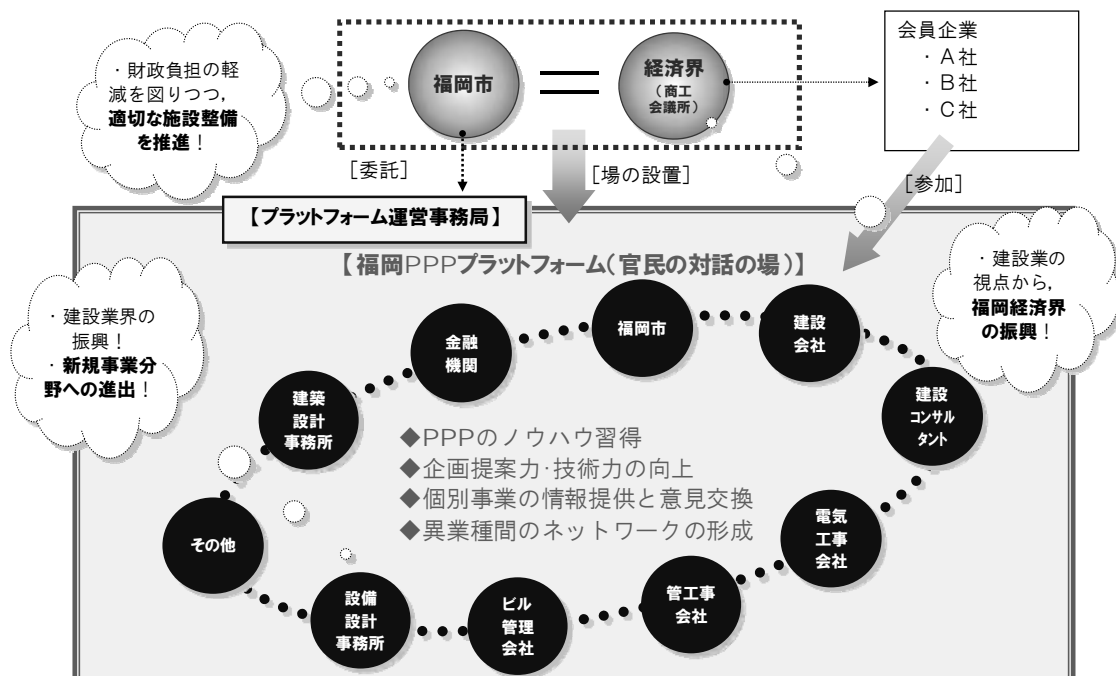
参考資料

参考資料 1 【福岡 PPP プラットフォームについて】 ※平成 23 年度設置

1. 設置目的と運営体制

福岡 PPP プラットフォームは、地場企業の PPP に関するノウハウ習得と事業参画に向けた競争力強化を図るため、公共建築物の整備・運営に関連する設計、建設、管理運営、金融などの地場企業が、福岡市と対等の立場で、セミナー開催や意見交換等を継続的に展開する「常設の場」として平成23年度に福岡市が設置し、運営を外部機関に委託している。

- 【取組内容】
- 1) 他都市の事例研究などを通じた事業遂行力や提案力向上に向けたセミナー開催
 - 2) 異業種間のネットワークの形成
 - 3) 個別事業に関する情報提供と意見交換



2. これまでの取り組みと今後の展開

地場企業により構成されたグループから、付加価値が高い公共サービスや活力ある地域社会の形成に資する事業提案や、PPPの受注実現がなされることを目指し、段階的に展開。

- [ステップ1] 福岡 PPP プラットフォームでの取り組みを通して、地場企業の PPP に関する理解や知識の習得が進み、活動の土台を形成。
- [ステップ2] 事例研究等によりノウハウの習得や事業参画に向けたネットワーク形成などにより、地場企業の競争力強化と事業領域の拡大が一定図られた。
- [ステップ3] 今後は、民間主導により PPP 事業参画に向けた企業活動を本格化してもらうとともに、市主導により対話と意見交換を進める。

ステップ1
準備期

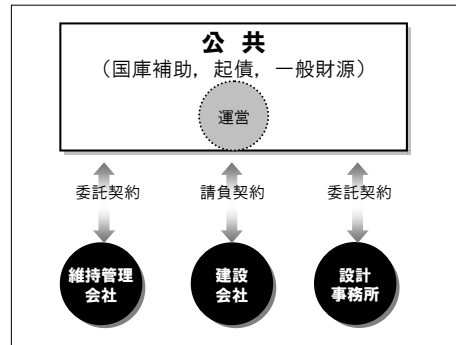
ステップ2
初動期

ステップ3
展開期

参考資料 2【代表的な PPP の例】

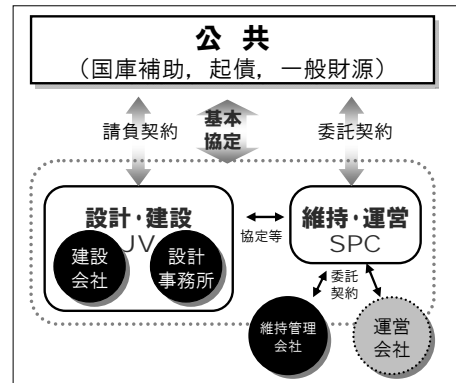
従来手法
(公設・公営)

- 1) 仕様に基づき、設計図書を作成し、分離分割発注を行う。
- 2) 資金調達は、公共が国庫補助金や起債、一般財源（市税等）により調達する。



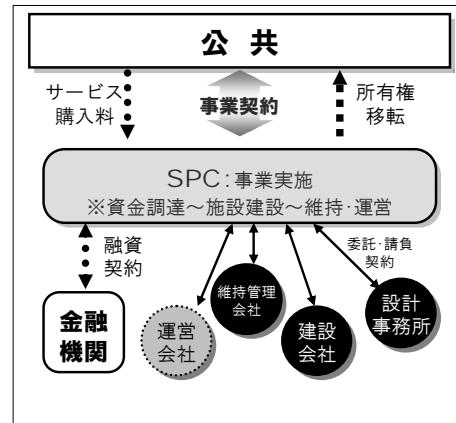
DBO方式
(公設・民営)

- 1) 一定の性能を定める要求水準書を作成し、設計、建設から管理運営まで一括発注を行う。
- 2) 資金調達は、公共が国庫補助金や起債、一般財源（市税等）により調達する。



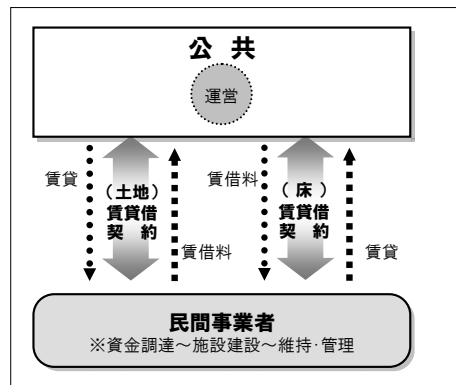
PFI方式
(民設・民営)

- 1) 一定の性能を定める要求水準書を作成し、設計、建設から管理運営まで一括発注を行う。
→ 民間事業者が公共事業（サービス提供）を実施する。
- 2) 資金調達は、民間事業者が金融機関より行う。



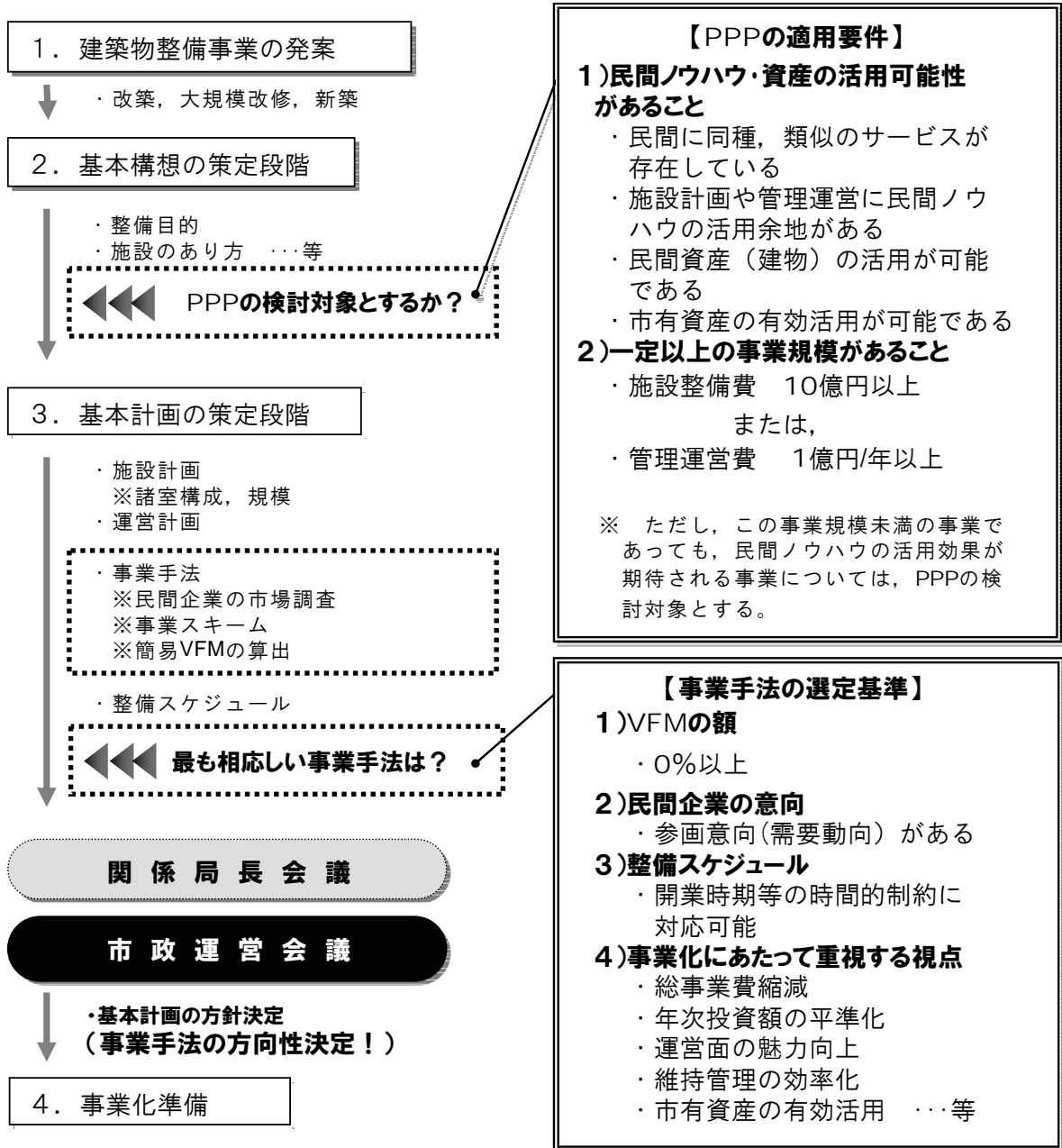
土地賃貸・床賃借方式
(民設・公営)

- 1) 公有地を民間事業者へ賃貸し、民間事業者が建設した民間施設に賃借入居する。
- 2) 資金調達は、民間事業者が金融機関より行うが、内装工事費等は、公共が国庫補助金や起債、一般財源（市税等）により負担する。



参考資料 3【事業手法決定までのプロセス】

施設整備事業における一般的な検討の流れとPPPの可能性検討や事業手法決定までの手続きを以下に示す。



【PPPの適用要件】

1)民間ノウハウ・資産の活用可能性 があること

- ・民間に同種, 類似のサービスが存在している
- ・施設計画や管理運営に民間ノウハウの活用余地がある
- ・民間資産(建物)の活用が可能である
- ・市有資産の有効活用が可能である

2)一定以上の事業規模があること

- ・施設整備費 10億円以上
- または,
- ・管理運営費 1億円/年以上

※ ただし, この事業規模未満の事業であっても, 民間ノウハウの活用効果が期待される事業については, PPPの検討対象とする。

【事業手法の選定基準】

1)VFMの額

- ・0%以上

2)民間企業の意向

- ・参画意向(需要動向)がある

3)整備スケジュール

- ・開業時期等の時間的制約に対応可能

4)事業化にあたって重視する視点

- ・総事業費縮減
- ・年次投資額の平準化
- ・運営面の魅力向上
- ・維持管理の効率化
- ・市有資産の有効活用 …等

官民協働事業(PPP)への取組方針

編集・発行／平成 24 年 4 月

福岡市財政局

アセットマネジメント推進部大規模施設調整課

改訂年月／平成 26 年 4 月（第二版発行）

問い合わせ先／福岡市財政局

アセットマネジメント推進部大規模施設調整課

〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目 8-1

TEL : 092-711-4804

FAX : 092-733-5868

E-mail : daikibo.FB@city.fukuoka.lg.jp